

「墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設の変更の許可」 <審査基準>

1 経営主体

- (1) 経営主体は原則として市町村等の地方公共団体でなければならない。
- (2) これによりがたい事情がある場合であっても宗教法人、公益法人等に限ること。
公益法人は、公益社団法人又は公益財団法人が該当する。
- (3) 個人が設置許可を受けられるものは、山間等人里遠く離れた場所で墓地等の施設が全くなく新設の必要がある場合に限られること。
(昭和 21 年 9 月 3 日付け発警第 85 号内務省警保局長・厚生省公衆衛生局長連名通知、昭和 43 年 4 月 5 日付け環衛第 8058 号厚生省環境衛生課長通知、昭和 46 年 5 月 14 日付け環衛第 78 号厚生省環境衛生課長通知及び平成 20 年 8 月 14 日付け健衛発第 0814001 号厚生労働省健康局生活衛生課長通知)
- (4) 法第 26 条に基づくみなし許可を受けた村落共同墓地については、次の①から③までの要件を全て満たす場合に限り、地方自治法第 260 条の 2 第 1 項に基づく認可地縁団体を経営主体として許可することができる。
 - ① 墓地の区域の変更等を行うことなくそのまま経営を引き継いで行う場合又は公共事業等による墓地の区域の変更若しくは移転を行う場合
 - ② 市町村、宗教法人又は公益法人が当該墓地の経営主体となることが困難な場合
 - ③ 地方自治法第 260 条の 2 第 3 項に規定する規約の目的に当該墓地の経営を行う旨が明記されていること(平成 24 年 3 月 28 日付け健衛発 0328 第 3 号厚生労働省健康局生活衛生課長通知)

2 経営規模（墓地のみ）

- (1) 市町村等の地方公共団体が設置するものについては将来計画を考慮に入れること。
- (2) 宗教法人・公益法人等が設置する場合は、必要な範囲に限るものとする。
「必要な範囲」を判断する資料として墓地使用希望者の一覧表（例文 8）を原則として添付させること。（原則として希望者の 2～3 割増の基数の範囲内で許可すること。）

3 設置場所

- (1) 細第 6 条各号の規定に適合するものであること。
ただし、第 1 号及び第 2 号に該当する場合において、土地の状況その他特別の事由により公衆衛生、風致、その他公益を害するおそれがないと認められるときは許可することができる。（同条ただし書）
この場合は、道路、軌道等についてはその設置者等の同意書を、住宅については居住者（世帯主）の同意書（例文 9）を、店舗、学校、公園、病院等については、その設置者等の同意書をそれぞれ提出させて判断するものとする。
- (2) 墓地の区域、納骨堂若しくは火葬場の敷地（以下「申請土地」という。）には、永續性の確保の観点から抵当権等の制限物権が設定されていないこと。

4 構造設備

細第 7 条に規定する構造設備の基準に原則として適合するものであること。

5 他の法令に基づく許認可等の状況

他法（都市計画法、森林法、建築基準法、自然公園法、農地法及び他法令等）による許認可等が必要な場合は、原則として許可申請時までにはそれらの許認可等を受けるよう指導すること。（市の担当課、県事務所、県建設事務所等で必要の有無を確認させ

ること。)

6 区域の分筆（墓地のみ）

(1) 土地の登記上において1筆となっている土地の一部を墓地として許可を受けようとする場合は、墓地の区域を分筆させること。

(2) 駐車場、休憩所等の部分は、原則として墓地の区域から除外すること。

7 その他

「新版逐条解説 墓地、埋葬等に関する法律」（第一法規出版）p 41～p 50、p 198～p 199 に掲げる法第10条関係の通知

別紙

○ 墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年五月三十一日号外法律第四十八号）

〔定義〕

第二条 この法律で「埋葬」とは、死体（妊娠四箇月以上の死胎を含む。以下同じ。）を土中に葬ることをいう。

2 この法律で「火葬」とは、死体を葬るために、これを焼くことをいう。

3 この法律で「改葬」とは、埋葬した死体を他の墳墓に移し、又は埋蔵し、若しくは収蔵した焼骨を、他の墳墓又は納骨堂に移すことをいう。

4 この法律で「墳墓」とは、死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設をいう。

5 この法律で「墓地」とは、墳墓を設けるために、墓地として都道府県知事（市又は特別区にあっては、市長又は区長。以下同じ。）の許可を受けた区域をいう。

6 この法律で「納骨堂」とは、他人の委託をうけて焼骨を収蔵するために、納骨堂として都道府県知事の許可を受けた施設をいう。

7 この法律で「火葬場」とは、火葬を行うために、火葬場として都道府県知事の許可を受けた施設をいう。

〔墓地・納骨堂又は火葬場の経営等の許可〕

第十条 墓地、納骨堂又は火葬場を営もうとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

〔他の法律による処分との調整〕

第十一条 都市計画事業として施行する墓地又は火葬場の新設、変更又は廃止については、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条の認可又は承認をもって、前条の許可があったものとみなす。

2 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）の規定による土地区画整理事業又は大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）の規定による住宅街区整備事業の施行により、墓地の新設、変更又は廃止を行う場合は、前項の規定に該当する場合を除き、事業計画の認可をもって、前条の許可があったものとみなす。

○ 江南市墓地、埋葬等に関する法律施行細則（平成二十四年規則第四号）

（趣旨）

第1条 この規則は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「法」という。）及び墓地、埋葬等に関する法律施行規則（昭和23年厚生省令第24号）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（経営の許可の申請）

第2条 法第10条第1項の規定により墓地、納骨堂又は火葬場（以下「墓地等」という。）

の経営の許可を受けようとする者は、墓地等経営許可申請書（様式第1号）に次に掲げる書類及び図面を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 墓地等の位置図
- (2) 墓地等の周辺の略図で、隣地との境界、人家、学校、病院、公園、鉄道、河川、用水、貯水池、井泉及び国道、県道その他重要道路の位置を示し、当該墓地等を中心とした半径110メートル以内(火葬場にあつては、220メートル以内)の区域の状況を明らかにしたもの
- (3) 土地の登記事項証明書及び公図の写し
- (4) 建物の配置図、平面図、構造図及び仕様書
- (5) 墓地等の維持管理の方法を明らかにした書類
- (6) 墓地等の事業計画書及び収支予算書
- (7) 敷地又は土地が他人の所有に属するときは、所有者の承諾書
- (8) 隣接土地の所有者及び使用者の承諾書(承諾書を得られないときは、その理由を記載した書類)
- (9) 申請者が法人(地方公共団体を除く。)である場合は、当該法人の規則、寄附行為又は定款の写し及び登記事項証明書並びに許可申請に関する意思決定を証する書類
- (10) 他の法令により許認可を受けたものは、当該許認可に係る書類の写し
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面
(変更の許可の申請)

第3条 法第10条第2項の規定により墓地等の変更の許可を受けようとする者は、墓地等変更許可申請書(様式第2号)に次に掲げる書類及び図面を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 変更の内容を明らかにした図面
- (2) 変更に係る前条各号に掲げる書類又は図面
- (3) 改葬を必要とする場合には、改葬の内容を明らかにした書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面
(廃止の許可の申請)

第4条 法第10条第2項の規定により墓地等の廃止の許可を受けようとする者は、墓地等廃止許可申請書(様式第3号)に次に掲げる書類及び図面を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 第2条第1号、第3号、第4号及び第9号に掲げる書類及び図面
- (2) 墓地及び納骨堂にあつては、改葬の内容を明らかにした書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面
(他の法律による処分との調整)

第5条 都市計画法(昭和43年法律第100号)、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)又は大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和50年法律第67号)により、墓地又は火葬場の新設、変更又は廃止があつた場合は、墓地又は火葬場の経営の許可を受けた者は、その旨を市長に届け出なければならない。

(設置場所の基準)

第6条 墓地等の設置場所の基準は、次のとおりとする。ただし、第1号又は第2号に該当する場合において、市長が土地の状況その他特別の事由により公衆衛生、風致その他公益を害するおそれがないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 河川、鉄道及び国道、県道その他重要道路から20メートル以上離れているこ

と。

- (2) 住宅、店舗、学校、公園、病院その他これらに類する施設から、墓地にあっては110メートル以上、火葬場にあつては220メートル以上離れていること。
- (3) 高燥で、かつ、飲用水を汚染するおそれのない場所であること。
- (4) 納骨堂は、寺院若しくは教会の境内又は火葬場の敷地内であること。ただし、公共団体又は公益社団法人若しくは公益財団法人が設置する場合は、この限りでない。

(構造設備の基準)

第7条 墓地等の構造設備の基準は、次のとおりとする。ただし、市長が土地の状況その他特別の事由により公衆衛生、風致その他公益を害するおそれがないと認める場合は、この限りでない。

(1) 墓地

- ア 境界には、塀、さく、樹木等により障壁を設けること。
- イ 通路の有効幅員は、1メートル以上とし、すべての区画に接するものであること。
- ウ 通路は、砂利敷その他の方法によりぬかるみにならない構造とすること。
- エ 適当な排水路を設け、雨水又は流水が停滞しないようにすること。
- オ 給水設備及びごみ処理施設を設けること。

(2) 納骨堂

- ア 独立の建物とし、周囲に相当の空地を設けること。
- イ 外壁及び屋根は、耐火構造とすること。
- ウ 内部地盤は、石れんが、コンクリートその他市長が適当と認める材料で築造すること。
- エ 内部の設備は、不燃材料を用いること。
- オ 出入口及び窓口には、防火戸を設けること。
- カ 出入口及び納骨装置には、施錠装置を設けること。
- キ 適当な換気設備を設けること。

(3) 火葬場

- ア 境界には、塀、さく、樹木等により1.8メートル以上の障壁を設けること。
- イ 火葬室は、他の建物と2.7メートル以上隔てること。
- ウ 火葬室は不燃材料で構成し、床は厚さ10センチメートル以上の耐水材料で構成し、不浸透質材料で上塗りすること。
- エ 火葬室の天井の高さは、4メートル以上とすること。
- オ 火葬炉には、十分な防塵、防臭及び防音装置を設けること。
- カ 灰置場は適当な大きさとし、屋根は不燃質材料で構成し、周壁及び底は耐火材料で構成の上防水装置を施して、出入口には施錠装置を設けること。
- キ 煙突は、高さ1.8メートル以上、口径0.4メートル以上として、消煙装置を設けること。